

令和 5 年度事業報告

境水先区水先人会

本会は、「海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 38 号）」により改正された水先法に基づき、平成 19 年 4 月 1 日に法人水先人会として設立された。

本会の設立目的は、水先法の目的に鑑み、会員の品位を保持し、水先業務の適正かつ円滑な遂行に資するため、合同事務所の設置および運営、水先人の養成並びに会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことである。

これらの目的を達成するため、本会は、会則第 4 条に次の事業を定めている。

- (1) 会員の品位保持に関する諸施策を実施すること。
- (2) 合同事務所の設置及び運営に関する事務を行うこと。
- (3) 水先人の養成に関し必要な事務を行うこと。
- (4) 本会及び会員の業務に関し日本水先人会連合会及び官公署と連絡協議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会員に対する指導、連絡及び監督に関する諸施策その他本会の目的を達成するため必要な施策を実施すること。

1. 重点事業

令和 5 年度は、大型クルーズ客船の入港が再開され、水先実績の改善に寄与できたが復活途上である。尚、令和 4 年度に大型材木船の江島入港に対するシミュレーションも無事に終了し、境港により大型の客船及び貨物船が入港できるようになった年度であったが、江島入港材木船は、R1-10 隻、R2-5 隻、R3-5 隻、R4-5 隻、R5-5 隻、と前年同様の状況であった。従って、一層の安全運航と海難防止、並びに運航技術の向上等に向け研鑽する年度であった。

また、専属水先人 2 名となり、派遣支援水先人の支援体制も充実している事から、効率の良い水先事務所として機能できる体制を確立し、境港の入出港船の応召に対応し運用している。

2. 各事業

令和 5 年度において次の具体的事業を行った。

(1) 適正化事業

- ・ 緊急時のバックアップ支援を要請されている、中国電力三隅火力発電所へ入港する石炭専用船の操船を、類似行為者と共に大型撒積船に対する技術向上を図った。
- ・ 健康管理など品質管理に関する事業として自主的健康診断の受診を、春季に

行い秋季に法定の健診を行った。

- ・ 日本水先人会連合会の目的を達成するための同会の会議に参画し、小水先区の現状及び支援の在り方などについて意見交換に努めた。
- ・ 離着桟業務などを安全に行うため、当会会員、タグボート乗組員、綱取り通船会社従業員、船舶代理店等の関係者で安全に関する意見を聴取した。
- ・ 操船技術を向上するために行っていった PPU の操船軌跡に解説を加えた録画記録を変更し、操船技術の一助としてきたが内容を変更してシンプルな記録とした。

(2) 業務取次窓口業務

- ・ 令和 5 年度の水先区内における会員の行う水先業務回数は、218 隻であり、前年比 19 隻の増加であった。

令和 5 年度の区域内水先料金は、26,073,469 円であり、前年比 5,539,802 円の增收であった。

令和 5 年度の業務回数は、コロナ禍の影響が徐々に解消傾向にある事から旅客船の水先業務が微増した。水先業務が多少上昇傾向に変化したが、地域社会の経済の悪化は、まだまだ感じられる。

(3) その他の事業

- ・ 地域の港湾諸活動として、海上保安協会境支部、境地区海難防止推進連絡会議、鳥取県海事振興協会、船員災害防止協会、境港保安委員会、保安対策協議会、境港 BCP 連絡協議会、台風津波対策協議会等に参画している。
- ・ 船舶の航行に影響を及ぼす港湾工事、作業については、工事または作業実施業者に対しアドバイスを行い、安全航行の確保に寄与した。

以上